

宇宙政策委員会 基本政策部会の設置について(案)

平成 26 年 6 月 26 日

1. 設置の目的

宇宙基本計画(平成 25 年 1 月 25 日宇宙開発戦略本部決定)において、「今後の安全保障に係る宇宙開発利用については、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しの結論も踏まえて、推進していく必要がある」とされており、昨年 12 月に国家安全保障会議が新たに設置され、国家安全保障戦略が策定される等、我が国の安全保障政策体系及び推進体制は大きく変化している。

また、平成 27 年度宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針(平成 26 年 6 月 3 日内閣府特命担当大臣(宇宙政策)から関係大臣に通知)において、衛星等の宇宙インフラを安定的・継続的に開発・整備・運用し、適正な価格でサービスの提供を図ることは、我が国宇宙産業の基盤維持に資するとともに、宇宙利用産業やユーザー産業等における宇宙利用の拡大にも資するものであり、「衛星等の宇宙インフラの開発・整備・運用等に係る中長期のビジョン等を検討する」としている。「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)においても、「衛星等の宇宙インフラに係る中長期ビジョンの検討」が明記されている。

上記を踏まえ、安全保障政策と連携した宇宙政策の在り方及び衛星等の宇宙インフラに係る中長期のビジョンの検討等、今後の宇宙政策の在り方を広く検討するため、宇宙政策委員会に「基本政策部会」(以下「部会」という)を設置する。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 安全保障政策と連携した宇宙政策の在り方
- (2) 宇宙開発利用及び基盤整備に関する中長期のビジョン
- (3) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

部会の委員は、宇宙政策委員会令に基づき、宇宙政策委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する。また、部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

部会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。